

耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための支援策

補助制度の概要

名称		対象建築物	内 容
1	東根市木造建築物耐震診断士派遣事業	平成12年5月31日以前に着工された木造在来軸組工法による木造平屋建て又は2階建ての住宅及び集会施設	東根市木造住宅耐震診断士協会の協力の下、所有者の求めに応じ、市で認定した耐震診断士を派遣し、耐震診断を行う
2	東根市木造住宅耐震改修工事補助金交付事業	木造建築物耐震診断士派遣事業により耐震診断を行い、総合評点が1.0未満の住宅を1.0以上に耐震改修工事を行う住宅	対象住宅の耐震改修工事費用の一部を補助する
3	東根市木造住宅減災対策工事補助金交付事業	木造建築物耐震診断士派遣事業により耐震診断を行い、以下のいずれかの減災対策工事を行う住宅 【簡易改修工事】 総合評点が0.7未満の住宅を0.7以上1.0未満に上昇させる改修工事 【部分耐震改修工事】 ①総合評点が1.0未満の住宅を1階のみ1.0以上に上昇させる改修工事 ②総合評点が1.0未満の住宅を主要な居室等に特化して、「山形県住宅耐震改修等事業費補助金」部分耐震改修工事に係る技術基準に適合させる工事 ③住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する改修工事 ※③を除き、改修後の総合評点が改修前を下回らないものに限る。 【防災ベッド・耐震シェルター設置工事】 ①総合評点が1.0未満の住宅内に、防災ベッドを設置する工事 ②総合評点が1.0未満の住宅内に、耐震シェルターを設置する工事 ※昭和56年5月31日以前に着工された建築物等においては、簡易的な耐震診断の結果、耐震性が無いと判断されたものを含む。	対象住宅の減災対策工事費用の一部を補助する

建設課建築住宅係

内線2726・2727